【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２８年６月２０日
【計算期間】	第１０期（自　平成２７年３月２１日　至　平成２８年３月２２日）
【ファンド名】	ホリコ・フォーカス・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　島崎　亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ　ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野　隆之
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ　ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2929
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①目的

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

②信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。
（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式、債券、不動産投信、またはそれ以外のその他の複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式・一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

※「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

グローバル（日本含む）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。
当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④ファンドの特色

主として、外国投資信託「HC Focus Fund（ホリコ・フォーカス・ファンド）」と、指定投資信託証券「AAAソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）」を投資対象とします。各ファンドに対する投資比率は、概ね以下の通りとします。

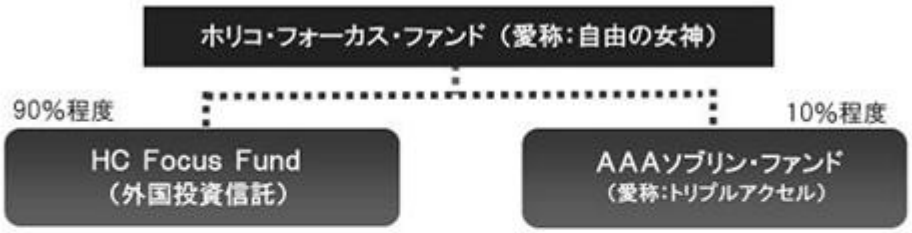

●「HC Focus Fund」　90%程度
米国株式を中心に徹底したリサーチに基づく割安株（バリュー）投資を基本とし、比較的少数（約15～30程度）の銘柄に集中投資を行います。外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。
リスク分散を図りつつ、安定的に収益を積み上げるポートフォリオ構築を目指します。

●「AAAソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）」　10%程度
原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

《 投資対象の投資信託証券の概要 》

■外国投資信託 HC Focus Fund

ファンド名	HC Focus Fund （ホリコ・フォーカス・ファンド）
投資顧問会社	Horiko Capital Management LLC
形態／通貨表示	ケイマン籍外国投資信託／米ドル
運用の基本方針	約15～30程度の比較的少数の銘柄に集中投資を行う徹底したリサーチに基づく割安株（バリュー）投資を基本とします。米国株式が中心ですが、外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。原則として、分配は行わないものとします。
主な投資対象	米国株式
運用管理費用等	運用報酬として毎月の基準価額に対し年率1.0% 成功報酬として契約期間中ネット利益の20%（過去の月々基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、月々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額の20%を徴収。） その他管理報酬、年間登録手数料、登記手数料、日常的な経理・運営費用、業務の費用に付随する費用、監査法人への報酬、信託財産が負担する法律費用、運用会社の諸経費等を負担します。 管理費その他のトラスティフィーは年間20,000米ドルとなり、ドル建てで四半期毎に支払われます。管理費として年0.09%あるいは月額最低＄3,000が毎月発生します。

■追加型証券投資信託 ＡＡＡソブリン・ファンド

ファンド名	ＡＡＡソブリン・ファンド　（愛称：トリプルアクセル）
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
商品分類／通貨表示	追加型投信／海外／債券　日本円
運用の基本方針	原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるＡａａ，またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるＡＡＡの格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度	①原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるＡａａ，またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるＡＡＡの格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 ②投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。 ③円投資家の立場から最適な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リターンの追求を図ります。 ④外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	信託報酬：ファンドの純資産総額に対して年率1.134%（税抜1.05%）を乗じて得た額 その他の費用・手数料等：財務諸表の監査に要する費用及び法定書類の作成・印刷費用等（純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）上限）、売買・保管等に要する費用等 ※その他の費用・手数料等のうち料率・上限額等を表示していないものについては、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※ 上記の投資信託証券の内容は平成27年９月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。
※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成18年２月８日　関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年３月27日　ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年７月１日　当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ　アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継
平成28年５月26日　信託終了（繰上償還）

（３）【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。様々な特徴を持った投資信託に投資することにより、効果的に資産配分を行います。

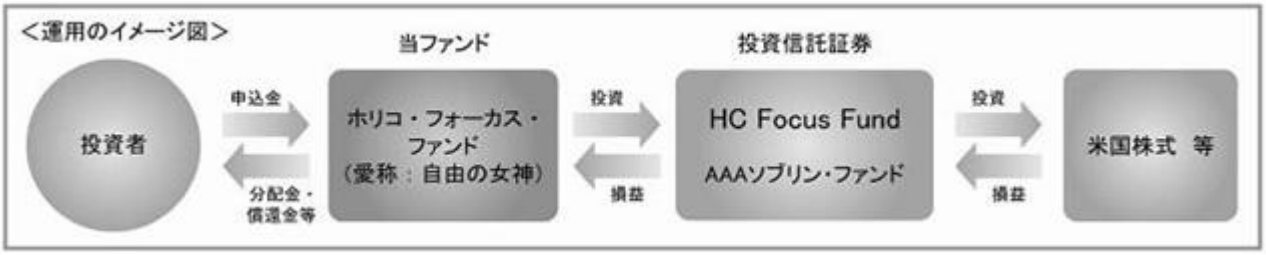

b.ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

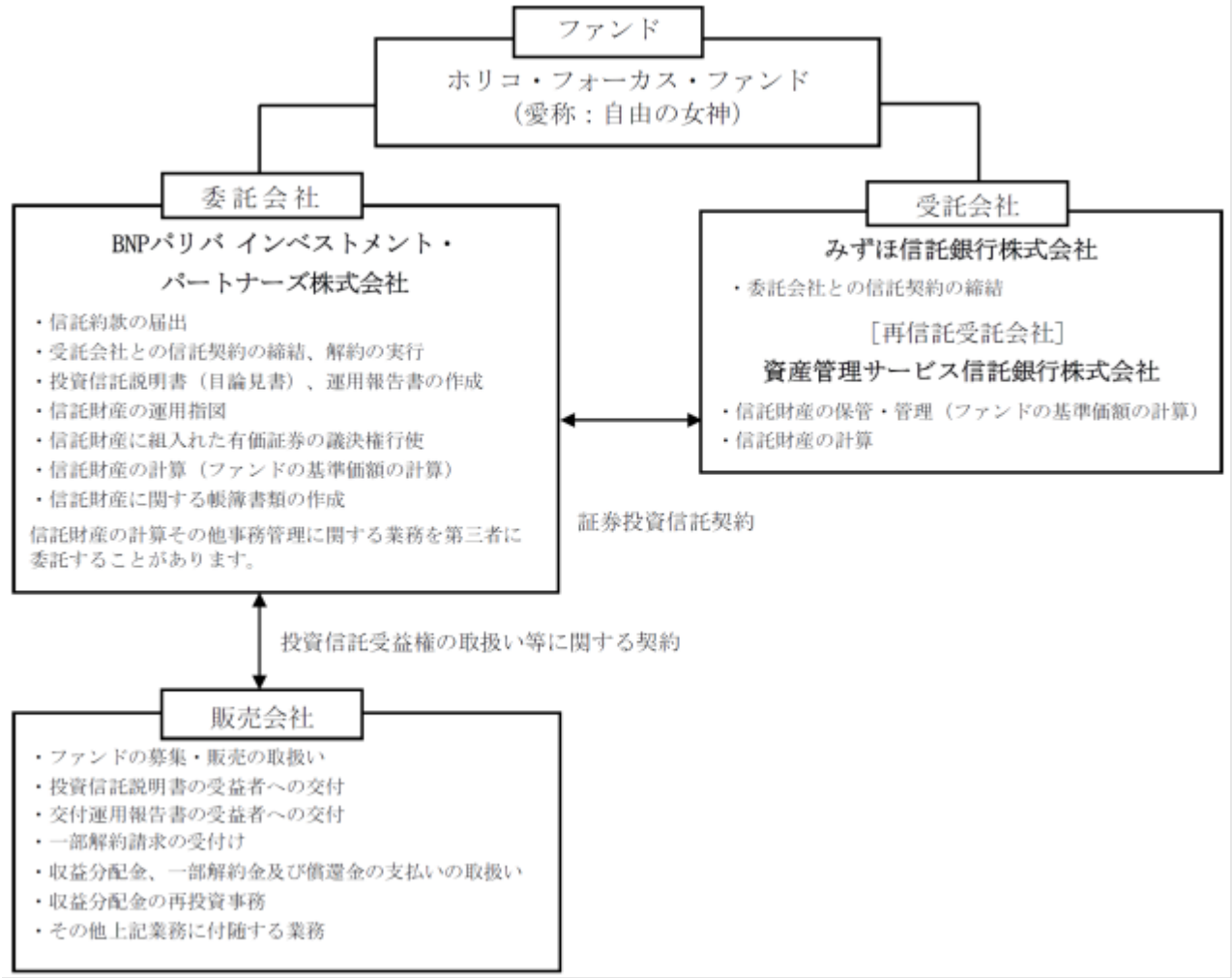

①ファンドの関係法人

名　　称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 みずほ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 資産管理サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要
＜証券投資信託契約＞
委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。
＜投資信託受益権の取扱い等に関する契約＞
委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c．委託会社等の概況（平成28年３月末現在）
①資本金　１億円
②沿革
平成10年11月９日　会社設立
平成10年11月30日　証券投資信託委託業の免許取得

平成11年２月26日　証券投資顧問業の登録
平成12年６月20日　投資一任契約業務の認可取得
平成12年８月１日　パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年８月１日　ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年７月１日　フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
ビー・エヌ・ピー・パリバ　アセットマネジメント株式会社を存続会社として
「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

③大株主の状況

株　　主　　名	住　　所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ　エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン１	39,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

a.運用方針

当ファンドは、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

b.投資態度

①主として「HC Focus Fund」と別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」※といいます。）を投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

1. 「HC Focus Fund」90%程度
米国株式を中心に徹底したリサーチに基づく割安株（バリュー）投資を基本とし、比較的少数（約15～30程度）の銘柄に集中投資を行います。外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。リスク分散を図りつつ、安定的に収益を積み上げるポートフォリオ構築を目指します。
2. 「ＡＡＡソブリン・ファンド」10%程度
原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

※指定投資信託証券（平成28年３月末現在）
追加型証券投資信託「ＡＡＡソブリン・ファンド」

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

b.委託会社は、信託金を主として「HC Focus Fund」と指定投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの。
3. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に定めるものをいいます。）
4. 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号に定めるものをいいます。）
5. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
6. 外国の者が発行する譲渡性預金証書

c.委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形

d.bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・運用部門及びトレーディング部門（10名程度）
運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）
原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（10名程度）
原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

①運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
②上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
③ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
④運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※運用体制等は平成28年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回決算を行い、毎決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
②分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

a.信託約款に基づく投資制限
①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③株式への直接投資は行いません。

b.信託約款によるその他の投資範囲・投資制限
①同一銘柄の投資信託証券への投資制限
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、約款において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合も含みます。）ファンド

であることが約款もしくは定款に記載されているファンドを組入れる場合には、純資産総額の100分の50以上取得ができるものとします。

②特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

③資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(c) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

３【投資リスク】

a.ファンドのリスク特性

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

①価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象の投資信託証券を通じて実質的に投資している株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

②流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドにとって最適な時期、価格で取引が執行できなかった場合に損失を生じたり、値上がり益を逸することです。市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を生じるリスクがあります。

③信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資している有価証券や金融商品に、債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

④為替変動リスク

当ファンドは主要投資対象の投資信託証券を通じて海外の有価証券や金融商品に投資しますので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤カントリー・リスク

当ファンドは、主要投資対象の投資信託証券を通じて海外の有価証券や金融商品に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

・システムリスク・市場リスクなどに関する留意点
証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

＜租税に関するリスクファクター＞
外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。
外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い　＜外国の税法に関する開示＞　外国の税法」の部分をご参照ください。
外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。
外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

＜投資信託についての一般的な留意事項＞
・市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
・ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は金融債ではありません。
・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

＜法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点＞
・当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b.リスクの管理体制
委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、パーマネントコントロール・リスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。
※上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

４【手数料等及び税金】

※当ファンドは、平成28年５月26日をもって償還いたしました。

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.24%※（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額とします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

※消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.296%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。その配分は、以下の通りです。

信託報酬の総額		年率1.296%　（税抜1.20%）	
配分	委託会社	年率0.648%　（税抜0.60%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.5616%（税抜0.52%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0864%（税抜0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②上記の他、指定投資信託証券について、以下の運用報酬がかかります。

投資対象ファンド	HC Focus Fund　年率1.0%	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
	ＡＡＡソブリン・ファンド 年率1.134%（税抜1.05%）	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
実質的な負担	概ね年率2.31%程度（税込）	

投資対象ファンドである「HC Focus Fund」については、その他成功報酬として契約期間中ネット利益の20%（過去の月々基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、月々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額の20%を徴収）がかかります。なお、実質的な信託報酬の概算値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

③信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

④信託報酬に対する消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

① 売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等、受託会社の立替えた立替金の利息、当該各費用にかかる消費税等相当額を、信託財産でご負担いただきます。

② ①以外の諸経費

監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用、ならびに当該費用にかかる消費税等相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。かかる費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

※上記の費用の他に、「HC Focus Fund」においては、その他管理報酬、年間登録手数料、登記手数料、日常的な経理・運営費用、業務の費用に付随する費用、監査法人への報酬、信託財産が負担する法律費用、運用会社の諸経費等がかかります。管理費その他のトラスティフィーは年間20,000米ドルとなり、ドル建てで四半期毎に支払われます。管理費として年率0.09%あるいは月額最低＄3,000が毎月発生します。「ＡＡＡソブリン・ファンド」においては、財務諸表の監査に要する費用及び法定書類の作成・印刷費用等（純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）上限）、売買・保管等に要する費用等がかかります。

※その他の手数料等のうち料率・上限額等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件及び運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。
日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成28年３月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。
なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税５%）の源泉徴収課税が行われます。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税５%）	20%（所得税15%、地方税５%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税５%）の申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税５%）	20%（所得税15%、地方税５%）

＊ 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。
＊ 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税)となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

＊ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

＜個別元本について＞

① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

＜収益分配金の課税について＞

① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜外国の税法に関する開示＞

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

※配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成28年３月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	28,453,783	3.58
	ケイマン諸島	727,827,253	91.53
	小計	756,281,036	95.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		38,898,090	4.89
合計（純資産総額）		795,179,126	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

平成28年３月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	口数	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	HC Focus Fund	米ドル	4,307.9627	1,496.9700 6,448,914.18	1,499.3725 6,459,240.80 (727,827,253)	91.53
2	日本	投資信託受益証券	ＡＡＡソブリン・ファンド	日本円	45,856,218	0.6123 28,077,762	0.6205 28,453,783	3.58

（注１）カッコ内は、邦貨換算評価額となっております。
（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注３）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成28年３月末現在

種類	国内/外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	91.53
投資信託受益証券	国内	3.58

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成27年３月末から平成28年３月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年　月　日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成19年３月20日）	991	991	10,515	10,515
第２期	（平成20年３月21日）	657	657	7,635	7,635

第３期	（平成21年３月23日）	540	540	6,519	6,519
第４期	（平成22年３月23日）	694	694	8,484	8,484
第５期	（平成23年３月22日）	692	692	8,513	8,513
第６期	（平成24年３月21日）	716	716	8,220	8,220
第７期	（平成25年３月21日）	882	882	9,783	9,783
第８期	（平成26年３月20日）	949	1,035	11,001	12,001
第９期	（平成27年３月20日）	1,278	1,376	13,051	14,051
第10期	（平成28年３月22日）	825	825	10,237	10,237
	平成27年３月末日	1,289	－	12,709	－
	平成27年４月末日	1,326	－	12,934	－
	平成27年５月末日	1,368	－	13,302	－
	平成27年６月末日	1,357	－	13,186	－
	平成27年７月末日	1,382	－	13,150	－
	平成27年８月末日	1,259	－	11,872	－
	平成27年９月末日	977	－	11,333	－
	平成27年10月末日	1,081	－	12,346	－
	平成27年11月末日	1,034	－	12,170	－
	平成27年12月末日	977	－	11,528	－
	平成28年１月末日	855	－	9,979	－
	平成28年２月末日	844	－	9,796	－
	平成28年３月末日	795	－	10,316	－

（注）上記の基準価額は、１万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	－
第２期計算期末	－
第３期計算期末	－
第４期計算期末	－
第５期計算期末	－
第６期計算期末	－
第７期計算期末	－
第８期計算期末	1,000
第９期計算期末	1,000
第10期計算期末	－

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第１期	（平成19年３月20日）	5.2
第２期	（平成20年３月21日）	△27.4
第３期	（平成21年３月23日）	△14.6
第４期	（平成22年３月23日）	30.1
第５期	（平成23年３月22日）	0.3

第６期	（平成24年３月21日）	△3.4
第７期	（平成25年３月21日）	19.0
第８期	（平成26年３月20日）	22.7
第９期	（平成27年３月20日）	27.7
第10期	（平成28年３月22日）	△21.6

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第１期	1,018,640,000	75,780,000
第２期	174,170,000	255,810,000
第３期	31,960,000	63,790,000
第４期	24,560,000	35,360,000
第５期	56,569,874	61,735,300
第６期	112,143,195	53,582,363
第７期	188,583,870	158,941,434
第８期	199,537,726	237,938,440
第９期	270,581,189	154,053,605
第10期	273,239,343	446,119,349

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、平成28年５月26日をもって償還いたしました。

①お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。
②お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後３時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後３時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取り扱いとさせていただきます。ただし、米国及びケイマンの休業日は、お申込みの受付けは行いません。
③お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。
④お申込価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
⑤申込手数料率は、3.24%※（税抜3.0%）を上限に、販売会社が別に定めるものとします。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
⑥委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

①換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。
②換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後３時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分として取扱います。なお、午後３時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、米国及びケイマンの休業日は、お申込みの受付けは行いません。
③換金（解約）単位につきましては、販売会社にお問合わせください。
④解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

⑤換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として７営業日目から販売会社にてお支払いします。
⑥委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付けを中止すること及びすでに受付けた換金請求の受付を取消すことができます。
⑦⑥の規定により換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該換金請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。
※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の

記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a.基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

②外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）：円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

③投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

b.基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「自由女神」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

設定日（平成18年３月27日）から平成28年５月26日までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年３月21日から翌年３月20日とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件

（イ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、（イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）（ロ）の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、（イ）の信託契約の解約をしません。

（ホ）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ヘ）（ハ）から（ホ）までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（ハ）の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令等

a.（イ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。

（ロ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約の信託約款を変更しようとするときは、後述③信託約款の変更の規定にしたがいます。

b.（イ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ロ）（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述③信託約款の変更dに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

c.委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

d.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後述③信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

③信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c.bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d.cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。

e.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④反対者の買取請求権

この信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、上記①（ハ）、③cの一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、上記①（ロ）、③bに規定する公告または書面に付記します。

⑤運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

⑥関係法人との契約の更改に関する事項

委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から１年とし、契約満了日１ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に１年間更新され、自動延長後も同様に取り扱います。

⑦公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.bnpparibas-ip.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

（１）当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（２）収益分配金に対する権利

①当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②受益者は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（３）償還金に対する権利

①当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して５営業日までに支払いを開始します。

②受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（４）受益権の換金（解約）請求権

①受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

②換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第10期計算期間（平成27年３月21日から平成28年３月22日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】
ホリコ・フォーカス・ファンド
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第９期 （平成27年３月20日現在）	第10期 （平成28年３月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	155,733,399	46,104,760
投資信託受益証券	1,230,927,673	749,904,726
派生商品評価勘定	－	85,800
未収入金	－	77,158,000
未収配当金	－	332,906
未収利息	42	1
流動資産合計	1,386,661,114	873,586,193
資産合計	1,386,661,114	873,586,193
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	97,975,471	－
未払解約金	1,269,773	40,223,551
未払受託者報酬	509,833	419,594
未払委託者報酬	7,137,555	5,874,169
その他未払費用	1,118,053	1,107,949
流動負債合計	108,010,685	47,625,263
負債合計	108,010,685	47,625,263
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 979,754,712	※1,※2 806,874,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	298,895,717	19,086,224
（分配準備積立金）	256,285,220	159,473,238
元本等合計	1,278,650,429	825,960,930
純資産合計	1,278,650,429	825,960,930
負債純資産合計	1,386,661,114	873,586,193

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第９期 自　平成26年３月21日 至　平成27年３月20日	第10期 自　平成27年３月21日 至　平成28年３月22日
営業収益		
受取配当金	5,782,709	4,347,791
受取利息	6,638	3,365
有価証券売買等損益	138,193,801	△176,839,953
為替差損益	153,612,653	△75,680,535
営業収益合計	297,595,801	△248,169,332
営業費用		
受託者報酬	946,596	995,655
委託者報酬	13,252,204	13,938,984
その他費用	1,118,053	1,107,949
営業費用合計	15,316,853	16,042,588
営業利益又は営業損失（△）	282,278,948	△264,211,920
経常利益又は経常損失（△）	282,278,948	△264,211,920
当期純利益又は当期純損失（△）	282,278,948	△264,211,920
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	20,387,779	△57,746,764
期首剰余金又は期首欠損金（△）	86,367,068	298,895,717
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,132,344	58,121,529
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,132,344	58,121,529
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,519,393	131,465,866
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,519,393	131,465,866
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	※1 97,975,471	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	298,895,717	19,086,224

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。 計算期間末日の取扱い 平成28年３月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成28年３月22日としております。

（貸借対照表に関する注記）

第９期 （平成27年３月20日現在）		第10期 （平成28年３月22日現在）	
※1 期首元本額	863,227,128円	※1 期首元本額	979,754,712円
期中追加設定元本額	270,581,189円	期中追加設定元本額	273,239,343円
期中解約元本額	154,053,605円	期中解約元本額	446,119,349円
※2 計算期間末における受益権の総数	979,754,712口	※2 計算期間末における受益権の総数	806,874,706口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第９期 自　平成26年３月21日 至　平成27年３月20日
※1 分配金の計算過程 （自　平成26年３月21日　至　平成27年３月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,104,498円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（256,786,671円）、信託約款に規定される収益調整金（74,893,284円）及び分配準備積立金（92,369,522円）より分配対象収益は429,153,975円（1万口当たり4,380.20円）であり、うち97,975,471円（１万口当たり1,000.00円）を分配金額としております。

第10期 自　平成27年３月21日 至　平成28年３月22日
※1 分配金の計算過程 （自　平成27年３月21日　至　平成28年３月22日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（114,645,229円）及び分配準備積立金（159,473,238円）より分配対象収益は274,118,467円（1万口当たり3,397.28円）でありますが、分配方針により当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券）、デリバティブ取引（為替予約）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

	第９期 （平成27年３月20日現在）	第10期 （平成28年３月22日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 ――――――	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

	(3)上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3)上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）
第９期（平成27年３月20日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	138,508,924 円
合計	138,508,924 円

第10期（平成28年３月22日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△130,308,028 円
合計	△130,308,028 円

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
第９期（平成27年３月20日現在）
該当事項はありません。

通貨関連

（単位：円）

第10期（平成28年３月22日現在）					
区分	種類	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	67,237,800	－	67,152,000	85,800
合計		67,237,800	－	67,152,000	85,800

注）時価の算定方法
(1)計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、以下の方法によっています。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
(2)計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3)換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第９期 自　平成26年３月21日 至　平成27年３月20日	第10期 自　平成27年３月21日 至　平成28年３月22日
―――――――――――――	当ファンドは、信託約款第38条に基づき、繰上償還することを平成28年４月27日付けで決定しております。なお、平成28年４月27日付けで当該事項につき金融庁長官に届出を行い、平成28年５月26日付けで繰上償還する予定になっております。

（一口当たり情報に関する注記）

第９期 （平成27年３月20日現在）	第10期 （平成28年３月22日現在）
一口当たり純資産額　1.3051 円 （一万口当たり純資産額　13,051 円）	一口当たり純資産額　1.0237 円 （一万口当たり純資産額　10,237 円）

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券	ＡＡＡソブリン・ファンド	45,856,218	0.6123円	28,077,762円	
	日本円　小計	45,856,218		28,077,762円	
投資信託受益証券	HC Focus Fund	4,307.9627	USD 1,496.9754	USD 6,448,914.18	
	米ドル　小計	4,307.9627		USD 6,448,914.18 (721,826,964円)	
投資信託受益証券　合計				749,904,726円 (721,826,964円)	
合計				749,904,726円 (721,826,964円)	

（注１）投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。
（注２）通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。
（注３）合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
（注４）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100.00%	100.00%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは、「ＡＡＡソブリン・ファンド」及び「HC Focus Fund」の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて上記投資信託の受益証券です。

なお、同投資信託の状況は以下のとおりです。

１．「ＡＡＡソブリン・ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（平成27年３月19日現在）	（平成28年３月18日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		286,625	2,565,920
金銭信託		―	115,783,338
派生商品評価勘定		675,322	―
コール・ローン		15,271,449	―
国債証券		1,203,317,917	852,017,680
未収入金		87,298,899	―
未収利息		7,564,257	6,684,955
前払費用		7,410,236	―
その他未収収益		1,123,256	888,624
流動資産合計		1,322,947,961	977,940,517
資産合計		1,322,947,961	977,940,517
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		321,360	―
未払解約金		80,710,549	30,021,276
未払受託者報酬		5,726	2,864
未払委託者報酬		114,523	57,286
その他未払費用		11,449	5,727
流動負債合計		81,163,607	30,087,153
負債合計		81,163,607	30,087,153
純資産の部			
元本等			
元本		1,728,350,779	1,548,115,241
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△486,566,425	△600,261,877

元本等合計		1,241,784,354	947,853,364
純資産合計		1,241,784,354	947,853,364
負債純資産合計		1,322,947,961	977,940,517

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

（一口当たり情報に関する注記）

（平成27年３月19日現在）		（平成28年３月18日現在）	
一口当たり純資産額	0.7185 円	一口当たり純資産額	0.6123 円
（一万口当たり純資産額	7,185 円）	（一万口当たり純資産額	6,123 円）

（３）附属明細表
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

国債証券	豪ドル	AUSTRALIAN GOVT. 4.25% 20170721	1,400,000.00	1,442,597.80	
		豪ドル　小計	1,400,000.00	1,442,597.80 (122,635,238)	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 6% 20171215	3,140,000.00	3,349,397.18	
		ニュージーランドドル　小計	3,140,000.00	3,349,397.18 (254,688,161)	
	米ドル	US TREASURY 20160930	4,260,000.00	4,269,985.44	
		米ドル　小計	4,260,000.00	4,269,985.44 (474,694,281)	
		国債合計		852,017,680 (852,017,680)	
合計				852,017,680 (852,017,680)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。
（注２）合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
豪ドル	国債証券　１銘柄	100.00　%	14.39　%
ニュージーランドドル	国債証券　１銘柄	100.00　%	29.89　%
米ドル	国債証券　１銘柄	100.00　%	55.72　%

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２．「HC Focus Fund」の状況
以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるHoriko Capital Management LLCからの情報に基づき、平成26年12月31日及び平成27年12月31日の状況を掲載したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。
なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（平成26年12月31日現在）	（平成27年12月31日現在）
		金額（USD）	金額（USD）
資産の部			
流動資産			
有価証券		63,183,993.00	63,050,864.00
現金		8,491,483.00	3,074,559.00
未収金		―	3,177,216.00
未収配当金		5,300.00	―
その他資産		1,843.00	21,000.00
流動資産合計		71,682,619.00	69,323,639.00

資産合計		71,682,619.00	69,323,639.00
負債の部			
流動負債			
信用売証券		3,664,810.00	13,182,130.00
証拠金		8,044,439.00	―
未払金		―	3,185,309.00
未払分配金		130,338.00	137,431.00
未払配当金及び未払利息		―	278
未払マネージメント・フィー及び未払成功報酬		924,281.00	198,659.00
その他未払金及び未払費用		34,154.00	41,903.00
流動負債合計		12,798,022.00	16,745,710.00
負債合計		12,798,022.00	16,745,710.00
純資産の部			
元本等			
元本		137,233,330.00	136,431,330.00
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△78,348,733.00	△83,853,401.00
元本等合計		58,884,597.00	52,577,929.00
純資産合計		58,884,597.00	52,577,929.00
負債純資産合計		71,682,619.00	69,323,639.00

（２）注記表
（一口当たり情報に関する注記）

（平成26年12月31日現在）		（平成27年12月31日現在）	
一口当たり純資産額	USD 429.08	一口当たり純資産額	USD 385.38

（３）有価証券組入明細
（米ドル建て）

種類/銘柄	数量	評価額	純資産比率（%）
株式			
アメリカ			
Consumer, Discretionary			
American Airlines Group, Inc.	96,934	4,105,155.00	7.80
Other		1,577,656.00	3.00
Communications			
Yahoo!, Inc.	276,790	9,206,035.00	17.50
Facebook, Inc.	52,648	5,510,140.00	10.50
T-Mobile US Inc.	71,156	2,783,623.00	5.30
Other		2,118,383.00	4.00
Energy			
Phillips 66	37,496	3,067,173.00	5.80

Financial			
Citigroup Inc.	73,628	3,810,249.00	7.30
Bank of America Corp.	171,990	2,894,592.00	5.50
American International Group	44,783	2,775,203.00	5.30
Other		4,509,231.00	8.50
Technology			
Apple Inc.	85,634	9,013,835.00	17.10
Microsoft Corp.	48,000	2,663,040.00	5.10
Other		2,199,473.00	4.20
Basic Material			
Alcoa, Inc.	269,976	2,664,663.00	5.10
アメリカ　小計		58,898,451.00	
株式　小計		58,898,451.00	112.00
上場投資信託			
アメリカ			
Index Funds	96,665	2,493,957.00	4.70
上場投資信託　小計		2,493,957.00	4.70
ワラント			
アメリカ			
Consumer Goods		1,658,456.00	3.20
ワラント　小計		1,658,456.00	3.20
有価証券　合計		63,050,864.00	
信用売証券			
株式			
中国			
Communications			
Alibaba Group Holding-SP ADR		8,963,187.00	17.10
中国　小計		8,963,187.00	17.10
アメリカ			
Communications		1,570,639.00	3.00
Technology		783,653.00	1.50
アメリカ　小計		2,354,292.00	4.50
アイルランド			
Technology		797,355.00	1.50
アイルランド　小計		797,355.00	1.50

株式　　小計		12,114,834.00	23.10
上場投資信託			
アメリカ			
Index Funds		1,067,296.00	2.00
上場投資信託　小計		1,067,296.00	2.00
信用取引売建　合計		13,182,130.00	

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成28年３月31日

Ⅰ	資産総額	795,454,185 円
Ⅱ	負債総額	275,059 円
Ⅲ	純資産総額　（Ⅰ－Ⅱ）	795,179,126 円
Ⅳ	発行済数量	770,819,162 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0316 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成28年３月末現在）

資本金の額　　１億円
発行株式総数　　50,000株
発行済株式総数　　39,000株

（最近５年間における資本金の額の増減）
平成25年３月18日に２億5,000万円の増資
平成25年３月21日に６億円の減資
平成26年４月18日に２億5,000万円の増資
平成26年８月１日に２億5,000万円の減資

b．委託会社等の機構（平成28年３月末現在）

(1) ３名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。
取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。
取締役会は、取締役中より代表取締役１名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。
取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の１週間前にこれを発します。
取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2)運用の意思決定プロセス

① 運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。
② 運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。
委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成28年３月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	37	2,926
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	9	144
単位型公社債投資信託	3	2
合計	49	3,073

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．　平成27年6月26日開催の定時株主総会決議により、定款を一部変更し、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって、当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月となっております。

（１）【貸借対照表】

期別		第17期 （平成27年３月31日現在）		第18期 （平成27年12月31日現在）	
資産の部					
科　目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊１		1,528,831		751,239
前払費用			10,913		14,843
未収委託者報酬			373,920		497,846
未収運用受託報酬			46,738		178,394
未収投資助言報酬			42,007		-
未収収益			212,476		223,886
未収入金			317		4,100
立替金			1,903		902
流動資産計			2,217,109		1,671,213
固定資産					
投資その他の資産			16,312		16,224
長期差入保証金		10,312		10,224	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			16,312		16,224
資産合計			2,233,422		1,687,437

期別		第17期 （平成27年３月31日現在）		第18期 （平成27年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			73,166		23,488
未払金			465,892		427,376
未払手数料		214,111		149,319	
未払委託調査費		150,293		188,101	
その他未払金		101,487		89,954	
未払費用			437,963		256,405
未払法人税等			36,408		-
賞与引当金			31,102		111,124
役員賞与引当金			4,913		27,307
流動負債計			1,049,446		845,702
固定負債					
退職給付引当金			314,850		289,900
役員退職慰労引当金			1,433		2,970
資産除去債務			101,800		102,699
固定負債計			418,083		395,569
負債合計			1,467,530		1,241,272
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			475,551		475,551
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		425,551		425,551	
利益剰余金			190,340		△129,386
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		190,340		△129,386	
株主資本合計			765,891		446,165
純資産合計			765,891		446,165
負債・純資産合計			2,233,422		1,687,437

（２）【損益計算書】

期別		第17期 自平成26年４月１日 至平成27年３月31日		第18期 自平成27年４月１日 至平成27年12月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			1,863,029		1,369,476
運用受託報酬			370,441		329,679
投資助言報酬			168,787		72,654
その他営業収益			781,704		541,445
営業収益計			3,183,962		2,313,255
営業費用					
支払手数料			792,114		531,990
広告宣伝費			2,204		767
調査費			603,132		457,365
調査研究費		59,655		42,871	
委託調査費		543,476		414,493	
委託計算費			100,266		82,774
営業雑経費			42,026		26,180
印刷費		38,373		22,243	
協会費		3,653		3,936	
営業費用計			1,539,744		1,099,078
一般管理費					
給料			1,058,387		640,506
役員報酬		60,109		24,750	
給料・手当		867,557		605,290	
賞与		130,720		10,465	
業務委託費			580,595		377,423
交際費			2,625		1,482
旅費交通費			27,612		22,533
租税公課			3,655		1,177
不動産賃借料			229,651		171,137
賞与引当金繰入額			19,459		81,138
役員賞与引当金繰入額			-		22,394
退職給付費用			63,961		43,806
役員退職慰労引当金繰入額			2,117		1,536
固定資産減価償却費			18,944		-
諸経費			182,194		121,138
一般管理費計			2,189,205		1,484,275
営業損失（△）			△ 544,988		△ 270,098

期別		第17期 自平成26年４月１日 至平成27年３月31日		第18期 自平成27年４月１日 至平成27年12月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息			43		399
為替差益			10,777		5,841
雑益			2,174		26,893
営業外収益計			12,995		33,134
営業外費用					
株式交付費			1,750		-
雑損失			1,661		645
営業外費用計			3,411		645
経常損失（△）			△ 535,403		△ 237,609
特別利益					
受贈益	＊１		950,000		-
特別利益計			950,000		-
特別損失					
割増退職金			41,121		80,399
減損損失	＊２		179,370		-
特別損失計			220,491		80,399
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			194,104		△ 318,008
法人税、住民税及び事業税		36,409		1,717	
法人税等調整額		△ 32,644	3,764	-	1,717
当期純利益又は当期純損失（△）			190,340		△ 319,726

（３）【株主資本等変動計算書】

第17期
自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	257,777	290,526	548,303	△572,751	△572,751	75,551	75,551
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	△250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		△457,777	457,777	-			-	-
欠損填補			△572,751	△572,751	572,751	572,751	-	-
当期純利益					190,340	190,340	190,340	190,340
当期変動額合計	-	△207,777	135,025	△72,751	763,092	763,092	690,340	690,340
当期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	765,891

第18期
自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	765,891
当期変動額								
当期純損失					△319,726	△319,726	△319,726	△319,726
当期変動額合計	-	-	-	-	△319,726	△319,726	△319,726	△319,726
当期末残高	100,000	50,000	425,551	475,511	△129,386	△129,386	446,165	446,165

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 　時価のないもの 　移動平均法による原価法を採用しております。
２．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 　従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 　役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 　役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 決算日の変更に関する事項 　平成27年6月26日開催の定時株主総会決議により、定款を一部変更し、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。 したがって、当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月となっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第17期 （平成27年３月31日現在）	第18期 （平成27年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 預金　1,528,332千円	＊１　関係会社項目 預金　743,925千円

（損益計算書関係）

第17期 （平成27年３月31日現在）	第18期 （平成27年12月31日現在）
＊１　当社の親会社であるＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ　ＳＡより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。	－
＊２　減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 用途｜場所｜種類｜金額 事務所設備｜東京都千代田区｜建物・器具備品・ソフトウェア｜179,370千円 （経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 （減損損失の金額） 建物　174,729 千円 器具備品　3,776 千円 ソフトウェア　864 千円 合計　179,370 千円 （グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 （回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	－

（株主資本等変動計算書関係）

第17期
自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	19,000	20,000	－	39,000

*1　普通株式の発行済株式の増加 20,000株は、平成26年4月18日付のＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ　ＳＡを割当先とするものであります。

２．配当に関する事項　該当事項はありません。

第18期
自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	39,000	－	－	39,000

２．配当に関する事項　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側) １年内　125,248千円 １年超　-千円 合　計　125,248千円	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側) １年内　172,287千円 １年超　321,681千円 合　計　493,968千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。 未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。 未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第17期
（平成27年３月31日現在）

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,528,831	1,528,831	－
未収委託者報酬	373,920	373,920	－
未収運用受託報酬	46,738	46,738	－
未収投資助言報酬	42,007	42,007	－
未収収益	212,476	212,476	－
資産計	2,203,974	2,203,974	－
未払手数料	214,111	214,111	－
未払委託調査費	150,293	150,293	－
その他未払金	101,487	101,487	－
未払費用	437,963	437,963	－
負債計	903,855	903,855	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,528,831	－	－	－
未収委託者報酬	373,920	－	－	－
未収運用受託報酬	46,738	－	－	－
未収投資助言報酬	42,007	－	－	－
未収収益	212,476	－	－	－

１．金融商品の状況に関する事項

第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。 未収運用受託報酬は信用リスクに晒されております。 未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第18期
（平成27年12月31日現在）

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	751,239	751,239	―
未収委託者報酬	497,846	497,846	―
未収運用受託報酬	178,394	178,394	―
未収収益	223,886	223,886	―
資産計	1,651,367	1,651,367	―
未払手数料	149,319	149,319	―
未払委託調査費	188,101	188,101	―
その他未払金	89,954	89,954	―
未払費用	256,405	256,405	―
負債計	683,781	683,781	―

（注１）金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	751,239	―	―	―
未収委託者報酬	497,846	―	―	―
未収運用受託報酬	178,394	―	―	―
未収収益	223,886	―	―	―

（有価証券関係）

第17期 （平成27年３月31日現在）	第18期 （平成27年12月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高　306,097千円 退職給付費用　54,100千円 退職給付の支払額　△40,030千円 その他未払金への振替額　△5,317千円 退職給付引当金の期末残高　314,850千円 (2) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用　54,100千円 ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、9,861千円でありました。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高　314,850千円 退職給付費用　37,220千円 退職給付の支払額　△57,117千円 その他未払金への振替額　△5,052千円 退職給付引当金の期末残高　289,900千円 (2) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用　37,220千円 ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,586千円でありました。

（税効果会計関係）

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 退職給付引当金　111,330 役員退職慰労引当金　506 賞与引当金　10,997 未払金　22,737 未払費用　154,863 その他　82,962 繰越欠損金　2,338,840 繰延税金資産小計　2,722,239 評価性引当額　△ 2,722,239 繰延税金資産合計　－ 繰延税金負債　－ 繰延税金資産(負債)の純額　－	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 退職給付引当金　102,508 役員退職慰労引当金　1,050 賞与引当金　40,463 未払金　37,641 未払費用　64,587 その他　77,458 繰越欠損金　2,399,769 繰延税金資産小計　2,723,478 評価性引当額　△ 2,723,478 繰延税金資産合計　－ 繰延税金負債　－ 繰延税金資産(負債)の純額　－
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率　36.05% （調整） 住民税均等割　1.96% 交際費等永久に損金に算入されない項目　10.52% 繰越欠損金の期限切れ　100.79% 評価性引当額の増減額　△ 175.14% 税率変更による影響額　27.37% その他　0.39% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　1.94%	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.　当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2.　当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3.　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　100,614千円 時の経過による調整額　1,185千円 期末残高　101,800千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.　当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2.　当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3.　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　101,800千円 時の経過による調整額　898千円 期末残高　102,699千円

（セグメント情報等）

第17期
自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,863,029	539,228	781,704	3,183,962

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,227,464	457,374	183,839	315,285	3,183,962

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（ＳＭＡ専用）	322,503	なし
ＢＮＰパリバ　インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ　ＮＶ	457,374	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第18期
自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,369,476	402,334	541,445	2,313,255

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,587,661	307,873	234,763	182,957	2,313,255

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（ＳＭＡ専用）	349,288	なし
ＢＮＰパリバ　インベストメント・パートナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ	307,873	なし
ＢＮＰパリバ　インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクＳＡ	234,763	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者関係）

１．関連当事者との取引

第17期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ　ＳＡ	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注１）	500,000	－	－
						現金の贈与	受贈益（注４）	950,000	－	－

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ・ネイザーランズＮＶ	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	457,374	未収収益	115,574
親会社の子会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクＳＡ	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	165,361	未収収益	44,951
親会社の子会社	ＢＮＰパリバアセットマネジメントブラジルＬＴＤＡ	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	98,254	未払委託調査費	32,425
親会社の子会社	ＢＮＰパリバアセットマネジメントＳＡＳ	パリ、フランス共和国	67百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結	投資助言報酬の受入	165,672	未収投資助言報酬	41,259
						業務委託契約の締結	業務委託費の支払	184,596	未払費用	123,348

親会社の子会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギーＳＡ	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	265,272	未払費用	175,373
親会社の子会社	ファンドクエストアドバイザーＳＡＳＵ	パリ、フランス共和国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	諸経費の支払	19,965	未払費用	21,748

第18期（自　平成27年４月１日　至　平成27年12月31日）

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ	アムステルダム、オランダ共和国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	307,873	未収収益	101,747
親会社の子会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクＳＡ	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	114,813 112,450	未収収益 未収運用受託報酬	65,758 74,315
親会社の子会社	ＢＮＰパリバアセットマネジメントＳＡＳ	パリ、フランス共和国	67百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	35,833 95,871	未収収益 未払費用	34,794 57,823
親会社の子会社	ＢＮＰパリバインベストメント・パートナーズ・ベルギーＳＡ	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	185,349	未払費用	101,999

親会社の子会社	ファンドクエストアドバイザーＳＡＳＵ	パリ、フランス共和国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	諸経費の支払	10,531	未払費用	18,943

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）当社の行った株主割当増資を１株当たり25,000円で引き受けたものであります。
（注２）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
（注３）取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
（注４）当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

２．親会社に関する情報
(1) 親会社情報
ＢＮＰパリバ　インベストメント・パートナーズ　ＳＡ　（非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ　（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第17期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	第18期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日
・１株当たり純資産　19,638円 ・１株当たり当期純利益　4,999円	・１株当たり純資産　11,440円 ・１株当たり当期純損失　8,198円
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 当期純利益　190,340千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る当期純利益　190,340千円 期中平均株式数・普通株式　38,068株	１株当たり当期純損失の算定上の基礎 当期純損失　319,726千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る当期純損失　319,726千円 期中平均株式数・普通株式　39,000株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名　　称：みずほ信託銀行株式会社
②資本金の額：247,369百万円（平成27年３月末現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

・名　　称：資産管理サービス信託銀行株式会社
・資本金の額：50,000百万円（平成27年３月末現在）
・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名　　称	②資本金の額 （平成27年３月末現在）	③事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。
（２）販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

３【資本関係】

（１）　受託会社：該当事項はありません。
（２）　販売会社：該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成２７年　６月１９日　有価証券報告書
平成２７年　６月１９日　有価証券届出書
平成２７年１２月１８日　半期報告書
平成２７年１２月１８日　有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成２８年3月１１日

ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　嘉雄　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田　信之　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成２７年４月１日から平成２７年１２月３１日までの第１８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成２７年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成28年５月18日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているホリコ・フォーカス・ファンドの平成27年３月21日から平成28年３月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホリコ・フォーカス・ファンドの平成28年３月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(※)１.上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。